**＊川棚町介護予防・日常生活支援総合事業における第１号事業の指定更新について＊**

**別　紙**

　川棚町では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を平成２８年１０月１日から実施しています。これまでの「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が総合事業の「介護予防訪問介護相当訪問サービス（第１号事業）」「介護予防訪問介護相当通所サービス（第１号事業）」へ変わりました。

　総合事業のサービス基準、単位数、利用者負担は、国の基準（予防給付相当）に準拠しており、サービス内容に変更はありません。

　川棚町の被保険者に第１号事業（介護予防訪問・通所相当）を提供する場合、県からみなし指定を受けていない事業者は、川棚町の指定を受ける必要があります。

　また、現在みなし指定を受けている事業者も平成３０年３月３１日がみなし指定の期限となっておりますので、川棚町での指定更新手続きが必要となります。

**１．訪問型サービス（現行相当）について**

□訪問型サービス（みなし）：みなし事業所により提供される現行の介護予防訪問介護に相当するサービス

※平成２７年３月３１日までに県から指定介護訪問介護事業者として指定を受けた事業者は、平成３０年３月３１日まで総合事業の指定を受けたものとみなされ、介護予防訪問介護相当訪問サービス（第１号事業）のサービスを提供することができる。

**※平成３０年４月１日以降もサービスを提供する場合は、川棚町への指定更新が必要となります。**

**２．通所型サービス（現行相当）について**

□通所型サービス（みなし）：みなし事業所により提供される現行の介護予防通所介護に相当するサービス

※平成２７年３月３１日までに県から指定介護通所介護事業者として指定を受けた事業者は、平成３０年３月３１日まで総合事業の指定を受けたものとみなされ、介護予防通所介護相当訪問サービス（第１号事業）のサービスを提供することができる。

**※平成３０年４月１日以降もサービスを提供する場合は、川棚町への指定更新が必要となります。**

**３．総合事業に係るサービス事業費の請求について**

　予防給付と同様に審査支払は、長崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行います。サービス提供を行った事業者は、国保連へ請求を行ってください。

**【注意事項】**

**訪問型・通所型サービス（みなし）のＡ１・Ａ５コードは、Ｈ30.3サービス提供分までの使用コードになります。H30.4からは、Ａ２・Ａ６コードを使用してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 平成３０年３月サービス提供分まで | 平成３０年４月サービス提供分から |
| 訪問型サービス | Ａ１（みなし） | **Ａ２（独自）** |
| 通所型サービス | Ａ５（みなし） | **Ａ６（独自）** |

**４．指定更新申請について**

　更新申請は、下記のとおり受付いたします。期限内に必ずご提出ください。

【提出期限】　**平成３０年２月１６日（金）　１７時００分まで**

　　　　　　　※できる限り早めに提出してください。

【提出方法】　**窓口へ持参**　または　**郵送（提出期限必着）**

【提出書類】　「**川棚町総合事業指定申請に係る提出書類一覧表**」をご確認ください。

【提出場所】　〒８５９－３６９２

　　　　　　　長崎県東彼杵郡川棚町中組郷１５１８－１

　　　　　　　川棚町役場　健康推進課　介護保険係

　　　　　　　ＴＥＬ：０９５６－５９－５８８３（直通）　ＦＡＸ：０９５６－８２－３１３４

　　　　　　　メール：kaigo@town.kawatana.lg.jp

【注意事項】　（１）川棚町内事業所及び給付実績のある町外事業所について、更新予定がない場合は、「**川棚町介護予防日常生活支援総合事業（第1号事業）指定の更新を行わない旨の届出書（参考様式10）**」の提出をお願いします。

（２）川棚町外の被保険者が利用している事業所については、川棚町の指定とは別に当該保険者への指定更新も必要となります。手続きについては、当該保険者にご確認ください。

（３）サービス単価については、第１号事業「訪問型サービス（みなし）」「通所型サービス（みなし）」と同様です。

（４）事業所の基準については、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に準じたものになります。

**５．指定有効期限について**

　指定有効期限は、**６年**となります。

フラットファイルに綴じ込み、インデックスを付してください

表

提出書類一覧表

1

2

3